

株式会社シリウス 殿

試験報告書

次亜塩素酸空気清浄機 [REDACTED] による

浮遊菌の除去性能評価試験

(25 m³ 空間)

北生発 2020_0618 号

2021 年 1 月 12 日

神奈川県相模原市南区北里 1 丁目 15 番 1 号
一般財団法人 北里環境科学センター
理 事 長 山 田 陽 城

試験内容を公表する際は、結果の表記等について専門的な立場から確認させていただいております。

なお、確認目的と申込様式は、ホームページに収載しております。

(http://www.kitasato-e.or.jp/?page_id=87)

1. 表題

次亜塩素酸空気清浄機 [REDACTED] による浮遊菌の除去性能評価試験
(25 m³ 空間)

2. 報告書番号

北生発 2020_0618 号

3. 目的

試験品によって、浮遊菌をどの程度除去できるかを、日本電機工業会規格 JEM1467 「家庭用空気浄化装置」の附属書 D 「浮遊ウイルスに対する除去性能評価試験」を参考にして、6畳の空間に相当する 25 m³ 試験チャンバーを用いて評価した。

4. 依頼者

株式会社シリウス

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-14-9 中島ビル 201 号室

5. 試験機関

一般財団法人 北里環境科学センター

〒252-0329 神奈川県相模原市南区北里 1-15-1

6. 実施期間

2020 年 11 月 17 日～2020 年 11 月 20 日

7. 試験品

次亜塩素酸空気清浄機 [REDACTED] …別紙図 a

(品番 : [REDACTED] 、運転モード : 除菌清浄パワーモード、風量 : 急速)

8. 試験条件

1) 試験条件

①自然減衰（コントロール）：試験品を運転しない試験空間における試験菌数の
経時変動

②次亜塩素酸空気清浄機：試験品を運転した試験空間における試験菌数の経時変動

2) 作用時間

0、10、20、30、40、50、60 分

9. 試験菌

Staphylococcus aureus NBRC 12732 (黄色ブドウ球菌)

10. 試薬および機器・器材

1) 主な試薬

- ・ Tryptic Soy Agar (Difco、以下 TSA 培地とする)
- ・ 塩化ナトリウム (和光、特級、生理食塩液用)
- ・ チオ硫酸ナトリウム (和光、一級)

2) 主な機器・器材

- ・ 25 m³ 試験チャンバー (2.7 × 3.8 × 2.4 m、アメニティテクノロジー)
- ・ 攪拌ファン (BS-B-25、Yamazen)
- ・ レーザー式パーティクルカウンター (MODEL 3886、日本カノマックス)
- ・ 温湿度計 (TR-72Ui、T&D)
- ・ ネブライザー (Collison Nebulizer CN-31I、BGI)
- ・ ガラス製ミゼットインピングジャー (特注品、以下インピングジャーとする)
- ・ 気体検知管 (塩素 No.8LL、ガステック)
- ・ 気体採取器 (ガステック)
- ・ 孔径 0.45 μm メンプランフィルタ (セルロース混合エステル、A045R047A、アドバンテック)
- ・ インキュベータ (MIR-153、MIR-553、三洋)

11. 方法

1) 試験操作

試験系を別紙図 b～d に示した。25 m³ 試験チャンバー内に試験品と攪拌ファン、およびレーザー式パーティクルカウンター、温湿度計をそれぞれ設置した。チャンバーの一側面には、菌液噴霧口と浮遊菌捕集口を設け、それぞれ菌液噴霧器具と浮遊菌捕集器具を接続した。菌液噴霧器具として、菌液を入れたネブライザーを使用した。浮遊菌捕集器具として、捕集液を入れたインピングジャーを使用した。

試験操作として別紙表 b の工程に従った。すなわち、チャンバー内の攪拌ファンを作動させながら菌液を 10 分間噴霧し、2 分攪拌した後にチャンバー内空気から初発 (0 分) の浮遊菌を捕集した。その後、攪拌ファンを止め、試験品を運転し、所定時間ごとに浮遊菌を捕集した。なお、自然減衰 (コントロール) は別紙表 a の工程で実施した。

2) 菌液の調製

凍結保存された菌株を培養し、さらに TSA 培地で $36 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、24 時間培養した。発育した集落をかき取り、滅菌イオン交換水に懸濁し、約 10^9 CFU/mL に調整して試験に供した。

3) 菌液の噴霧

菌液を入れたネブライザーに、コンプレッサーから圧縮空気を送り出し、菌液をチャンバー内へ毎分約 0.2 mL で 10 分間噴霧して浮遊させた。なお、コンプレッサーからの吐出空気圧を 1.8 kg/cm^2 、吐出空気量を 6.5 L/分とした。

4) 浮遊菌の捕集

捕集液として 0.015% チオ硫酸ナトリウム添加生理食塩液 20 mL を入れたインピングジャーを用いた。1 回の捕集につき、毎分 10 L で 2 分間 (=20 L) のチャンバー内の空気を吸引し、浮遊菌を捕集した。

5) 浮遊菌数の測定

浮遊菌捕集後のインピングジャー内の捕集液を試料原液とし、生理食塩液で 10 倍段階希釈列を作製した。その試料原液または希釈液の各 1 mL を TSA 培地との混釀平板とした。また、試料原液の 10 mL をメンプランフィルタで濾過し、フィルタを TSA 平板培地表面に貼り付けた。これらの培地を $36 \pm 2^{\circ}\text{C}$ で 47 時間培養した。培養後、発育した集落を数え、空気 20 Lあたりの浮遊菌数を求めた。

6) 浮遊菌の除去性能評価方法

一般社団法人日本電機工業会規格 JEM1467 「家庭用空気清浄機」の附属書 D 「浮遊ウイルスに対する除去性能評価試験」では 90 分間で 2.0 枝の減少が求められている（添付資料に記載）。本試験品は、次亜塩素酸を通風させるため、近似式で評価することが妥当ではないと考えられたため、各測定時における対数減少値と減少率を求ることとし、以下の方法で評価を実施した。

初期（0 分）の菌数から経過時間ごとの菌数を差し引き、対数減少値^{*1}を計算し、さらに、コントロールを差し引いた正味の対数減少値^{*2}（減少率^{*3}）を求め、次亜塩素酸水を通風することによる浮遊菌の抑制性能を求めた。

計算式を以下に示した。

*1 ; 対数減少値 = \log_{10} (初期菌数 ÷ 経過時間ごとの菌数)

*2 ; 正味の対数減少値

= 試験品運転時の対数減少値 - コントロールの対数減少値

$$*3 ; 減少率 (\%) = \left(1 - \frac{1}{10^{(\text{正味の対数減少値})}} \right) \times 100 (\%)$$

本試験方法によって得られる正味の対数減少値が 2.0 以上のとき浮遊菌に対する抑制効果があるものと判断した。

7) 塩素濃度の測定

初発の浮遊菌回収時および所定時間作用後に気体検知管で試験チャンバー内の空気を吸引し、チャンバー内の塩素濃度を測定した。

12. 結果

表 1 および図 1 に経過時間ごとの浮遊菌数を示した。

また、経過時間ごとの浮遊菌数から経過時間ごとの浮遊菌数の対数減少値および正味の対数減少値（減少率）を算出し、表 2 および図 2 に示した。

表 3 に試験時における経過時間ごとの塩素濃度を示した。

本試験によって得られた試験品による正味の対数減少値（減少率）は、10 分で 1.5 (96%) 、20 分以上では 4.6~5.3 (>99.99%) となった。

13. 参考情報

参考データとして試験時におけるチャンバー内の浮遊粒子数および温湿度を示した。

14. コメント

本試験では、試験品において 60 分以内での正味の対数減少値（減少率）が 2.0 (99%) 以上となり、浮遊菌に対する除去性能があると認められた。

以上

表 1. 経過時間ごとの浮遊菌数

試験条件	浮遊菌数(CFU/20 L·air)						
	0	10	20	30	40	50	60
①自然減衰 (コントロール)	490,000	420,000	370,000	350,000	240,000	270,000	200,000
②次亜塩素酸 空気清浄機	510,000	13,000	10	<2	<2	<2	<2

試験品：次亜塩素酸空気清浄機 [REDACTED]

(品番：[REDACTED]、運転モード：除菌清浄パワーモード、風量：急速)

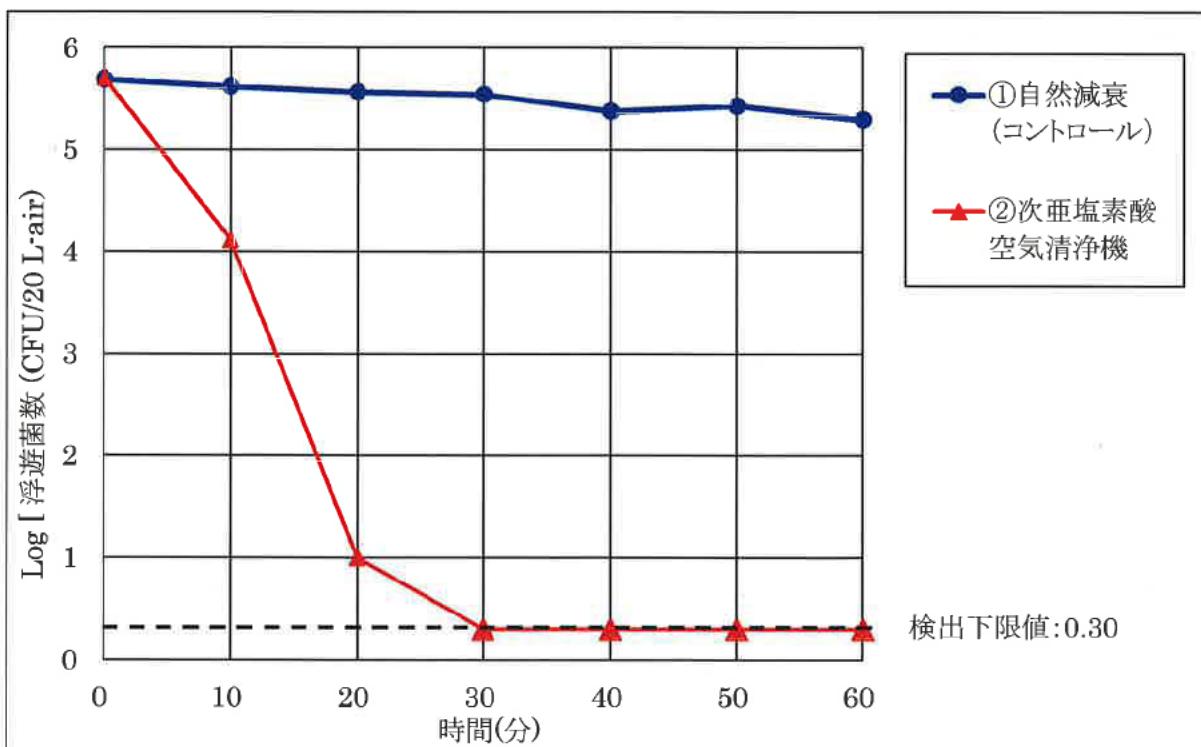
試験菌：*Staphylococcus aureus* NBRC 12732 (黄色ブドウ球菌)試験空間：25 m³

図 1. 経過時間ごとの浮遊菌数

表 2. 経過時間ごとの浮遊菌数の対数減少値と減少率 (%)

試験条件		時間(分)					
		10	20	30	40	50	60
①自然減衰 (コントロール)	対数減少値	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	0.4
②次亜塩素酸 空気清浄機	対数減少値	1.6	4.7	5.4	5.4	5.4	5.4
	正味の対数減少値 (減少率)	1.5 (96%)	4.6 (>99.99%)	5.3 (>99.99%)	5.1 (>99.99%)	5.1 (>99.99%)	5.0 (>99.99%)

対数減少値 = \log_{10} (初発菌数 ÷ 経過時間ごとの菌数)

正味の対数減少値 = (②の対数減少値) - (①の対数減少値)

$$\text{減少率 (\%)} = \left(1 - \frac{1}{10^{\text{(正味の対数減少値)}}} \right) \times 100 \quad (\%)$$

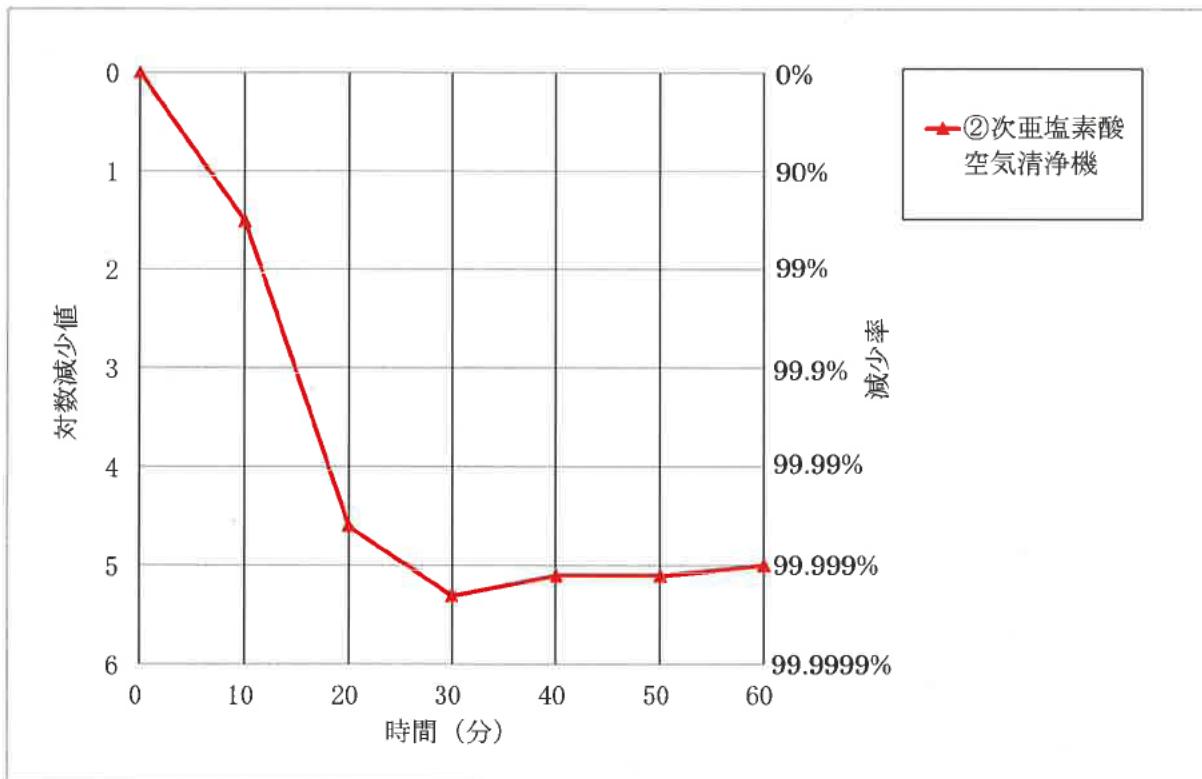


図 2. 経過時間ごとの浮遊菌数の対数減少値と減少率 (%)

表 3. 経過時間ごとの塩素濃度 (ppm)

試験条件	時間(分)						
	0	10	20	30	40	50	60
②次亜塩素酸 空気清浄機	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025

測定器：塩素ガス検知管 (No.8LL、ガステック)

別 紙

別紙表 a. 試験工程表 (①自然減衰)

試験操作	使用機器	時間(分)						
		0	10	20	30	40	50	60
チャンバー内 空気の均質化	攪拌ファン							
試験菌の噴霧	ネプライザー	10分 ➡ 2分攪拌						
浮遊菌の捕集	インピンジャー	2分 ➡ ※		2分 ➡ ※	2分 ➡ ※	2分 ➡ ※	2分 ➡ ※	2分 ➡ ※

※10 L/分

別紙表 b. 試験工程表 (②次亜塩素酸空気清浄機)

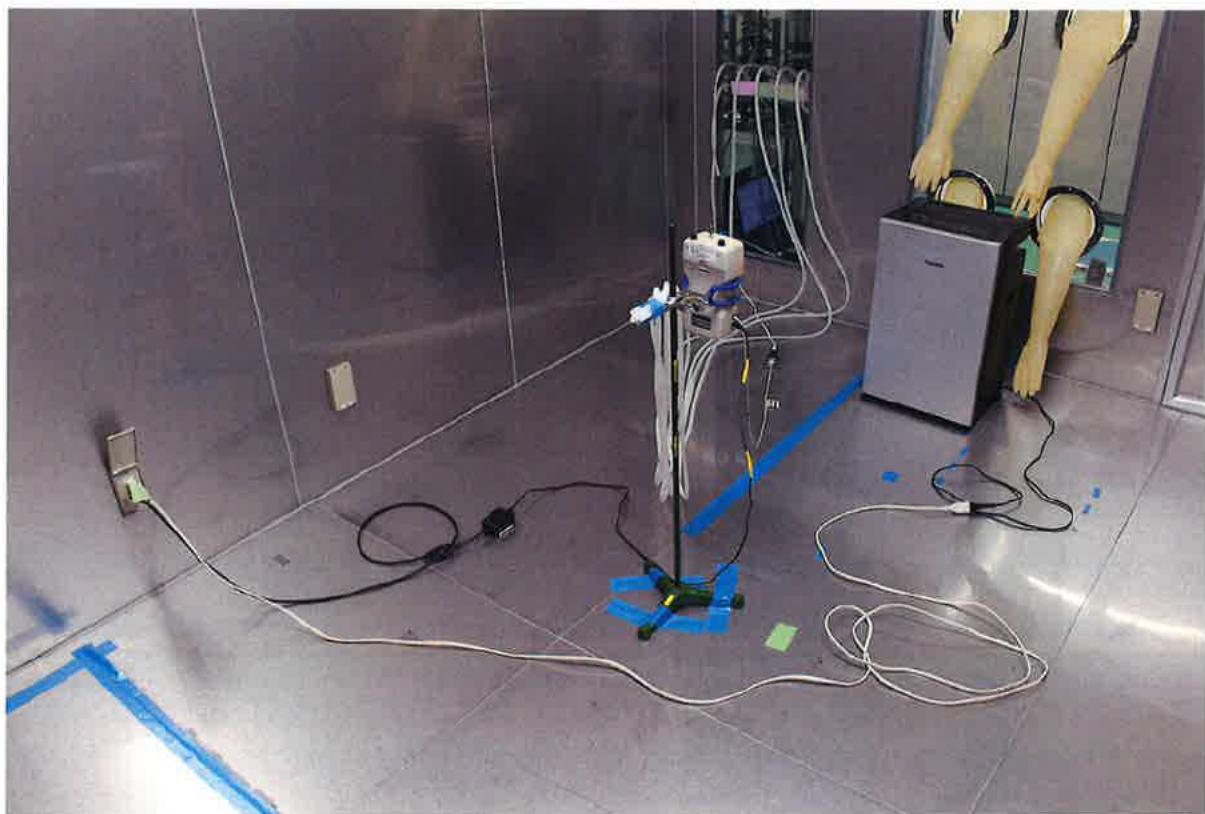
試験操作	使用機器	時間(分)						
		0	10	20	30	40	50	60
チャンバー内 空気の均質化	攪拌ファン							
試験菌の噴霧	ネプライザー	10分 ➡ 2分攪拌						
試験品の運転	試験品							
浮遊菌の捕集	インピンジャー	2分 ➡ ※		2分 ➡ ※	2分 ➡ ※	2分 ➡ ※	2分 ➡ ※	2分 ➡ ※

※10 L/分

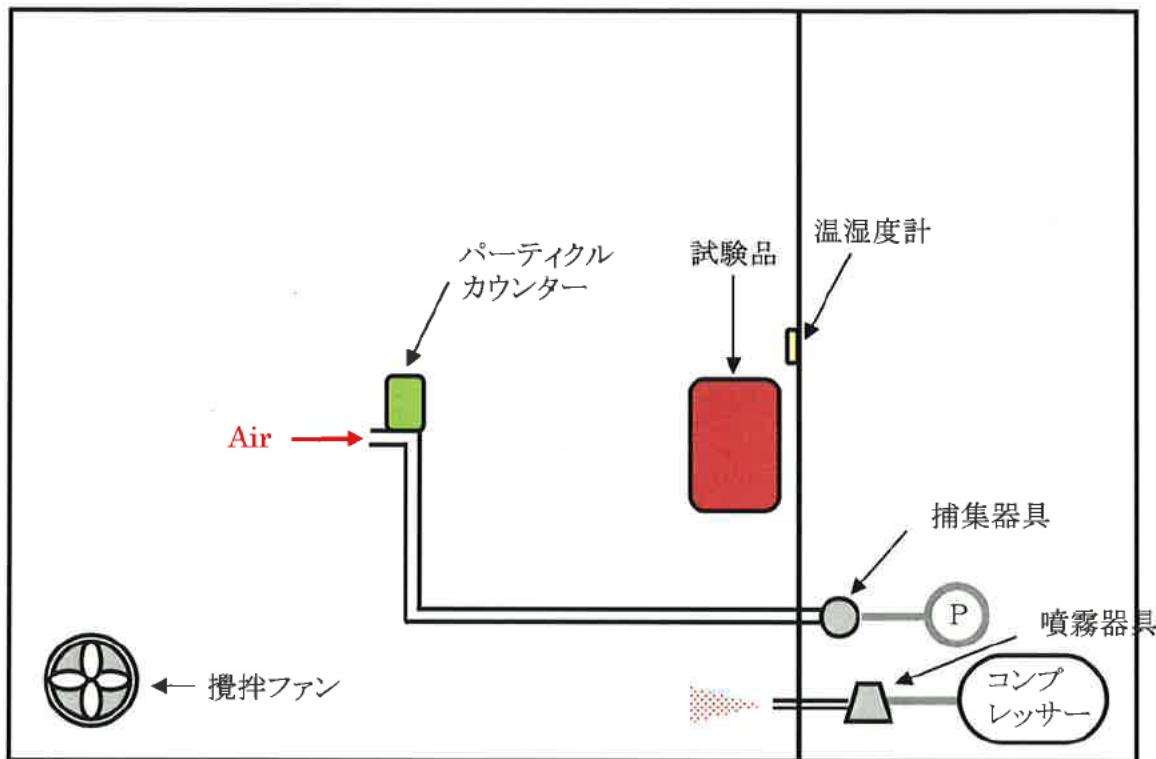
別 紙



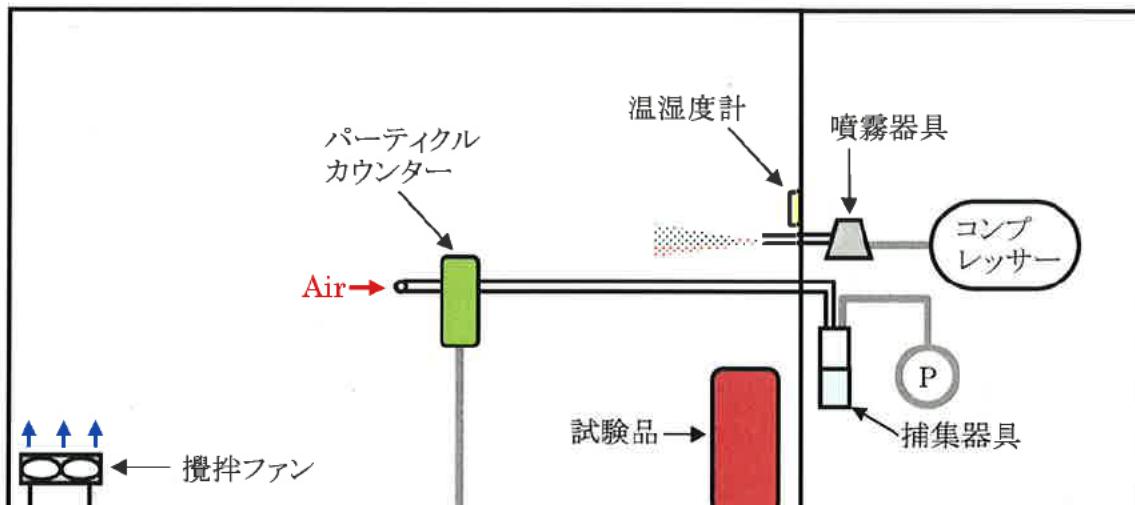
別紙図 a. 次亜塩素酸空気清浄機



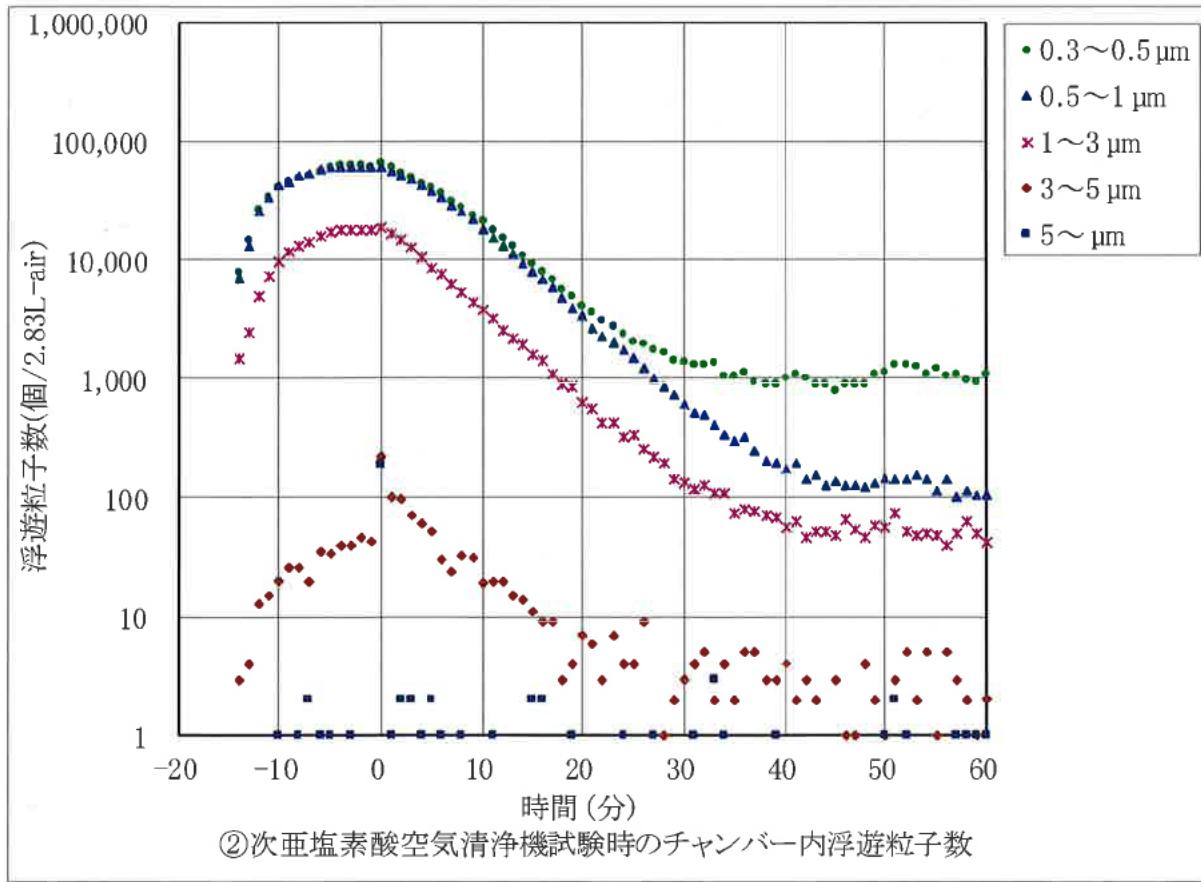
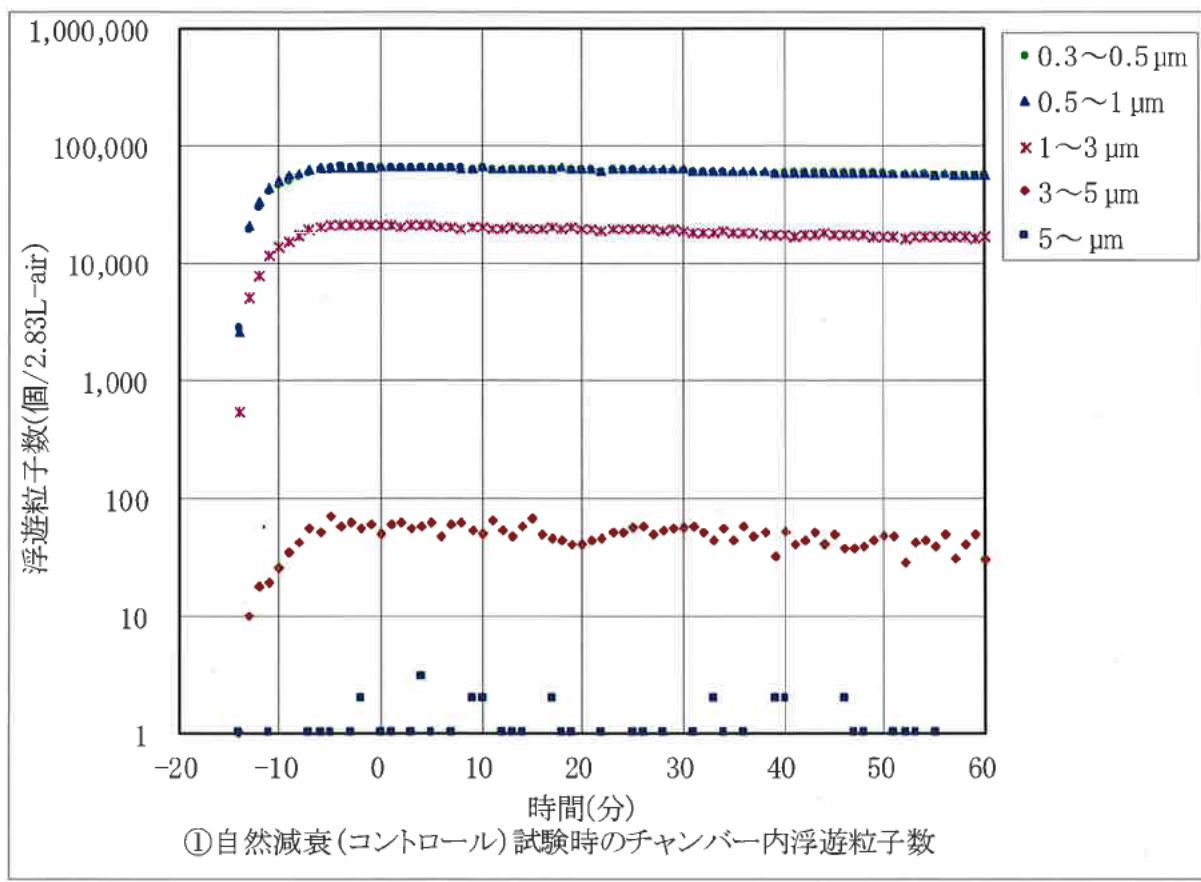
別紙図 b. 25 m^3 試験チャンバーの様子



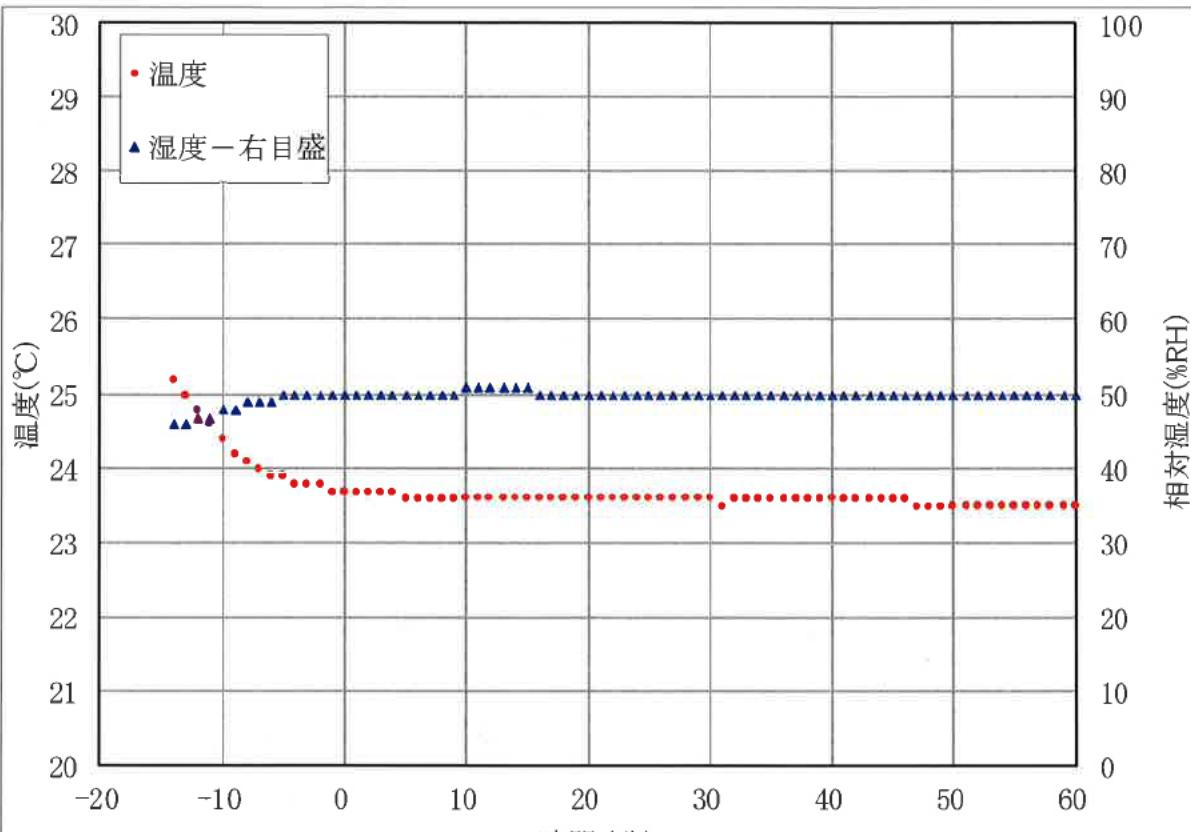
別紙図 c. 25 m³試験チャンバーの外観（平面図）



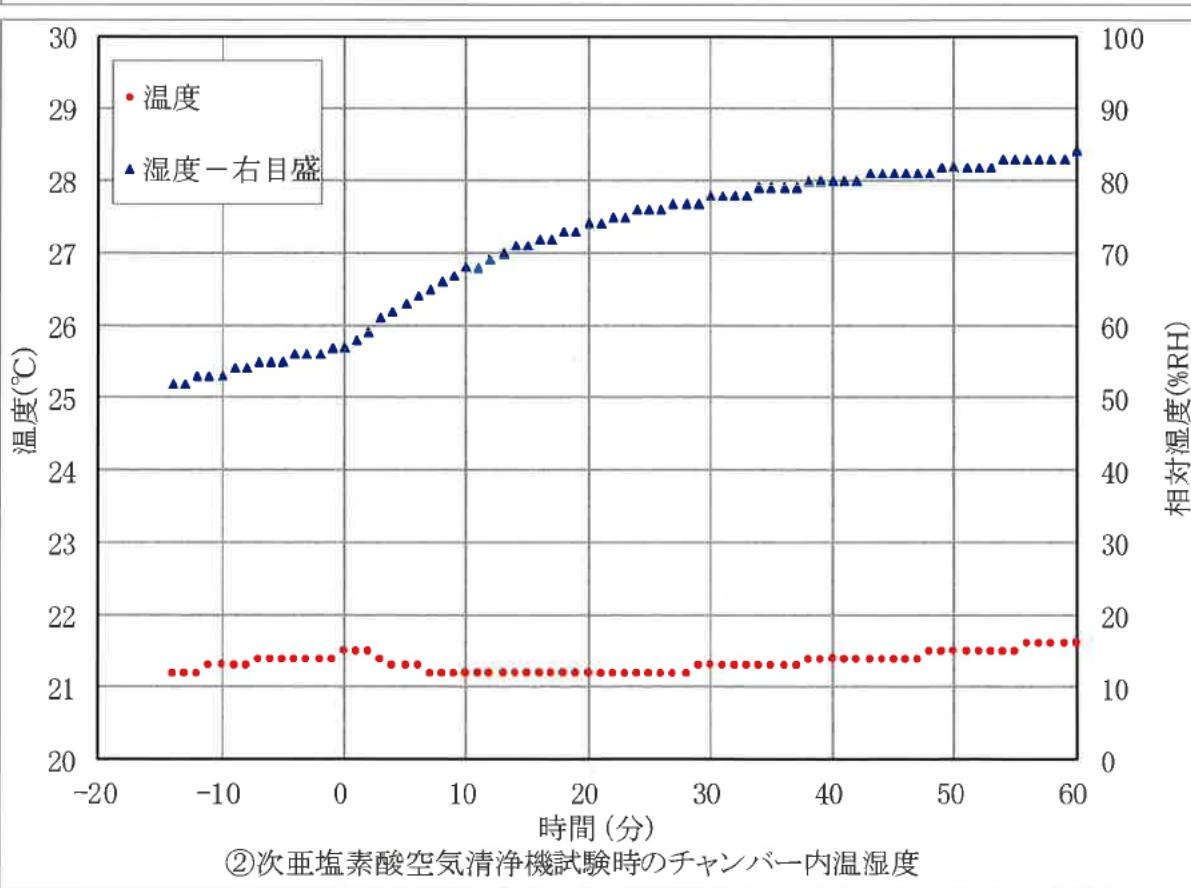
別紙図 d. 25 m³試験チャンバーの外観（側面図）



*測定は、レーザー式パーティクルカウンター(MODEL 3886、日本カノマックス)による



①自然減衰(コントロール)試験時のチャンバー内温湿度



②次亜塩素酸空気清浄機試験時のチャンバー内温湿度

*測定は、温湿度カードロガー(TR-72Ui、T&D)による

日本電機工業会規格 JEM1467 「家庭用空気浄化装置」
附属書 D 「浮遊ウイルスに対する除去性能評価試験」

D.6 結果

d) 浮遊ファージ又はインフルエンザウイルス数について、図 D.1 に近似式の傾き (=1 min当たりに変化する浮遊ファージ又はインフルエンザウイルス数(対数値)の変化) を示す。対数値は、浮遊ファージ又はインフルエンザウイルス数の桁数の変動と読みかえることができる。よって初期から t min で減少した浮遊ファージ又はインフルエンザウイルス数から、①コントロール、②試験品運転で何桁違うかを求める。

近似式は次による。

$$\text{コントロール} : y = a_1x + b_1 \quad \dots \dots \dots \quad (\text{D.1})$$

$$\text{試験品運転} : y = a_2x + b_2 \quad \dots \dots \dots \quad (\text{D.2})$$

ここに、 y : $\log_{10}[\text{浮遊ウイルス数 (PFU/10 L-air)}]$

x : 試験品の運転時間 (min)

t min 後のコントロールと試験品運転とのウイルスの減少桁数の違い Δy は、式 (D.3) による。

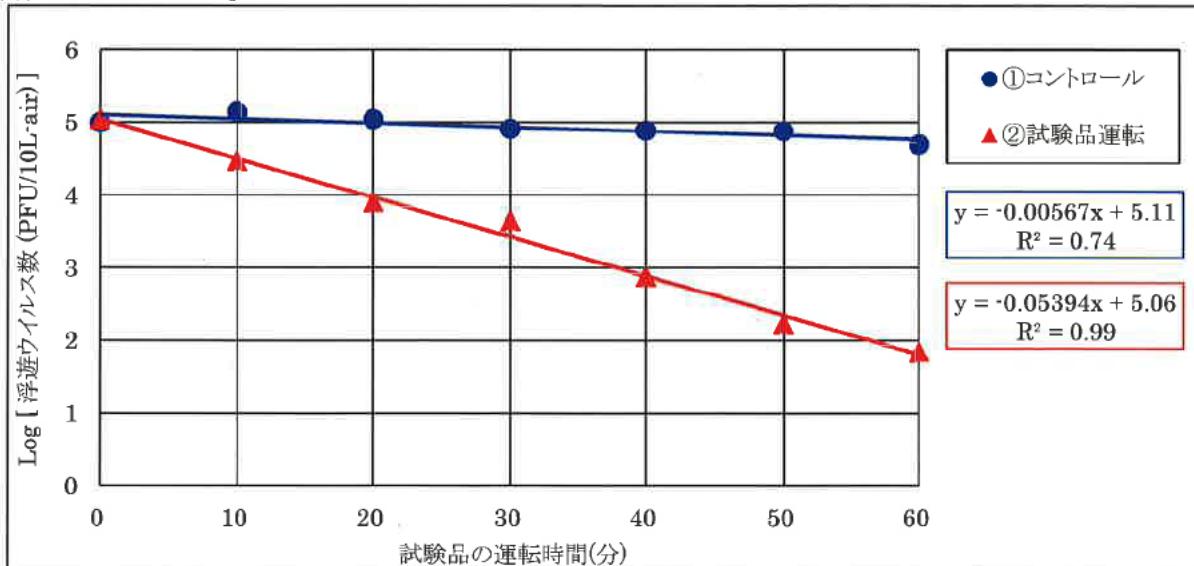
$$\Delta y = t (a_2 - a_1) \quad \dots \dots \dots \quad (\text{D.3})$$

1 桁減少は 90% 減少、2 桁減少は 99% 減少である。計算式は式 (D.4) のようになる。

$$\left(1 - \frac{1}{10^{\Delta y}}\right) \times 100(\%) \quad \dots \dots \dots \quad (\text{D.4})$$

ここに、 Δy : 減少桁数

何桁 (何%) 違うか求める場合は、測定した時間内で行う。近似式の外挿によって求めた数値で判断してはならない。



図D.1 浮遊ウイルスに対する除去性能評価試験結果例

D.7 除去効果

この試験方法によって得られる対数減少値が 2.0 以上の時、空気浄化装置の浮遊ウイルスに対する除去効果があるものと判断する。